

50年超運転へ規定変更

高浜原発1号機 関電が申請

関西電力は2日、来年11

月に営業運転開始から50年を迎える高浜原発1号機（高浜町）について、今後10年間の原子炉の安全確保のために取るべき保全策を盛り込んだ保安規定の変更認可申請を原子力規制委員会にしたと発表した。50年を超える運転に向けた申請は国内の原発で初めて。運転継続には規制委の認可が必要となる。

現在の規制は、ハード面の安全性を審査する40年

超運転の認可制度とは別に、運転開始から30年を超えた原子炉について、10

年以内ごとに設備の劣化状況を評価し、管理手順を定めた保安規定に反映して、規制委の認可を受けることを事業者が義務付けている。

関電によると、設備の経年劣化について技術評価をし、問題がないことを確認した。炉内構造物の取り換えなど4項目の保全策を従来の保安規定に追加し

た。

この日、関電は県と高浜町に劣化状況に関する評価書を提出。関電原子力事業本部の高島勇人本部長代理が県庁を訪れ、県防災安全部の坂本裕一郎部長に説明した。坂本部長は「規制委員会の指摘に真摯に対応してほしい」と求めた。

高浜1号機は今年7月に再稼働し、12年ぶりの営業運転に入った。2016年6月に40年超運転の認可を受けている。（曾根智貴）



高浜原発1号機の設備の健全性評価に関して、坂本部長に説明する高島本部長代理（左）、県庁で